

ロービーム計測のプレ移行*を 令和8年1月30日から 開始します。

*裏面FAQを参照ください

プレ移行のイメージ

初回入場時

初回入場時は**全車***ロービーム計測に限った審査になります。

* ロービーム対象自動車

平成10年9月1日以降に製作された自動車

(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、
最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除きます。)

《ロービーム計測で合格》



《ロービーム計測で不合格》



《ハイビーム計測》

ハイビーム計測は
実施せず



ロービーム調整
(再入場)

受検車両の計測結果のお知らせ

再入場時 (上記初回入場済み)

再入場時は、これまでどおり、ロービームの照射光線が他の交通を妨げないことが確認できた場合に限り、**ハイビーム計測**を行います。

「プレ移行」とは何ですか？

Q

- これまで、ロービームを計測した結果、照射光線が他の交通を妨げるものでないことが確認できた場合に限り、ハイビームに切り替えて計測していましたが、プレ移行後は、初回入場時にロービーム計測の合否判定をし、不合格時のロービームの計測結果を受検された方にお知らせするものです。
- 上記不合格車両の、再入場時はこれまでどおり、ハイビーム計測を行います。

「プレ移行」はなぜ実施するのですか？

Q

- 不合格時のロービームの計測結果を受検された方にお知らせすることで、受検車両が「どのような調整状態であったのか」を的確に把握できることにより、ロービームを適切な状態に整備・調整ができるものと考えております。
- 令和8年8月から全車ロービーム計測に限った審査を円滑に導入（完全移行）するための準備期間として、検査コース混雑の要因となっているロービーム計測後のハイビーム計測時間を可能な限り減らして、スムーズに（待ち時間が短く）受検できる環境を整えるため実施するものです。

ロービームの光度及び向き 適切な整備^{*}・調整のお願い

自動車のヘッドライトは樹脂製が主流です。

ロービーム計測で基準不適合となる自動車には、①レンズ面のくもり、②内部リフレクタの劣化、③前照灯ユニットと相性の悪いバルブに交換した等により、光度が不足した状態や配光が崩れた状態のまま受検しているものも多く見受けられます。

ロービーム計測対象車については、ロービームの光度及び向きが基準に適合するよう、適切な整備^{*}・調整をお願いいたします。

◎ レベリング装置の位置を標準状態に戻してから調整開始！

◎ 照射光線は合格エリアの端部ではなく中央に合わせる！

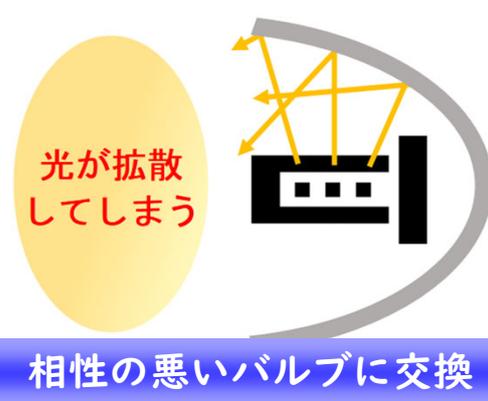
※「整備」：レンズ面・リフレクタの清掃、前照灯ユニット・バルブなどの交換



レンズ面のくもり



内部リフレクタの劣化



相性の悪いバルブに交換